

こがねい 障がい児・者 ふくしサービス マップ

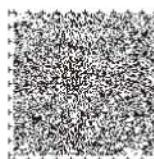


© Studio Ghibli

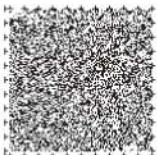
こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ

平成 28 年 2 月発行

発 行：小金井市地域自立支援協議会
小金井市福祉保健部自立生活支援課
東京都小金井市本町 6-6-3
電 話：042-387-9841
FAX：042-384-2524



古紙を配合しています。



本書の見方

『こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ』は、小金井市内にある福祉施設の場所とサービス内容をまとめたガイドブックです。

本書について

本書では、小金井市を4つの地区に分割し、地区ごとに詳細な地図(エリア詳細図)と福祉施設の情報(施設ガイド)を掲載しています。福祉施設の名称が分かっている場合は、小金井市全図(5ページ)や索引(41ページ)からも確認できます。

エリア詳細図

エリア詳細図では、福祉施設、グループホーム、福祉避難所の場所がわかります。このほか、小金井市の主要な公共施設や学校などの場所も掲載しています。



施設ガイド

施設ガイドでは、所在地や電話番号などの基本情報と、施設の事業内容などを掲載しています。また、各施設にあるバリアフリー設備については、記号で確認できます。



エリア詳細図で使用している記号について

① 福祉施設

• グループホーム

福祉避難所

施設ガイドで使用している記号について

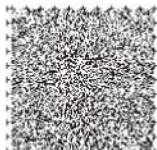
所 在地
電 電話番号
F FAX番号
時 開所時間
休 休館日
種 福祉サービス種別

P 外来用駐車場あり
 障がい者用駐車区画あり
 建物入口まで段差なし
 自動ドア、または常時開放
 一般エレベーターあり
 車いす対応型エレベーターあり
1F 昇降の必要なし

手すり付き洋式トイレあり
 車いす対応トイレあり
 オストメイトあり
 視覚障がい者誘導用ロック(点字ロック)あり
 補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)受け入れあり
※記号のない市立施設についても原則補助犬は受け入れ可能です。

←音声コードについて

このコードを専用の機械で読みとると、音声が聞こえ、目の不自由なひとも本の内容を知ることができます。



こがねい障がい児・者ふくしサービスマップの発行にあたって

「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」は、小金井市地域自立支援協議会の監修のもと、これから小金井市内の施設や事業所等を利用しようと考えている方に向けて作成いたしました。

近年、小金井市内においては、障がい福祉サービスを提供する施設や事業所等が増加傾向にあります。本冊子は、これら施設や事業所等を1つのマップとして掲載するとともに、そのサービス内容等も併せて紹介しています。利用を検討する際の材料として、また、市内のマップとして本冊子をご利用ください。

本冊子が皆様の施設や事業所の利用の一助となれば幸いです。

最後に、本冊子の作成にあたり、情報の提供にご尽力いただいた市内の事業所や関係機関の皆様をはじめ、ご監修いただいた地域自立支援協議会の委員の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成28年2月
東京都小金井市

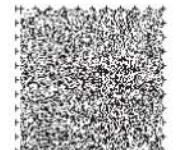
目次

本書の見方	1	北東地区	エリア詳細図	19
発行にあたって	2	施設ガイド	21	
福祉サービスについて	3	南東地区	エリア詳細図	25
小金井市全図	5	施設ガイド	27	
北西地区	7	関係団体・グループホーム	35	
施設ガイド	9	障がい者団体・ボランティア団体	37	
南西地区	15	災害への備え(障がいをお持ちの方へ)	39	
施設ガイド	17	索引	41	

※掲載施設の情報は、平成27年10月1日現在のものです。

※掲載は、あいうえお順です。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土地基情報)電子国土地基情報(地図情報)及び数値地図(国土地基情報)電子国土地基情報(地名情報)を使用した。
(承認番号 平27情使、第769号)



福祉サービスについて

障がい者への福祉サービスは「障害者総合支援法」、障がい児への福祉サービスは「児童福祉法」に基づいて提供されます。

○介護給付・訓練等給付等のサービス内容

介護給付

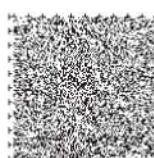
- 居宅介護(ホームヘルプサービス)
自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 重度訪問介護
重度の肢体不自由者、その他の障がいのある人で常時介護を必要とする人に、総合的な介護を行います。
- 同行援護
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に必要な支援や情報提供などを行います。
- 行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するるために必要な支援、外出支援を行います。
- 重度障害者等包括支援
介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
- 短期入所(ショートステイ)
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の支援などを行います。
- 療養介護
医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関でのリハビリ及び日常生活の介護を行います。
- 生活介護
常時介護が必要な人に対し、食事等の介護とともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- 施設入所支援
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

訓練等給付

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 共同生活援助(グループホーム)
夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護又は援助を行います。

計画相談支援給付

- 計画相談支援
支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定及び変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、計画の見直しを行います。



※「障害者総合支援法」の正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

※ここでは、法律で規定されている福祉サービスを掲載しているため、現在、小金井市内で提供されていない福祉サービスもあります。

地域相談支援給付

● 地域移行支援

障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

● 地域定着支援

居宅において単身で生活する障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

地域生活支援事業

● 移動支援(ガイドヘルプ)

知的障がい・軽度視覚障がい・精神障がいのある人に対する外出時の介護を行います。

● 日中一時支援

介護者が病気の場合などに、日中に施設等で介護を行います。

● 地域活動支援センター(I型・II型・III型)

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

○児童通所給付・児童入所給付等のサービス内容

児童通所給付

● 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

● 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

● 放課後等デイサービス

学校授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

● 保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における児童以外の人との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

児童入所給付(都道府県)

● 福祉型児童入所支援

施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

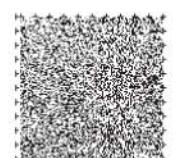
● 医療型児童入所支援

施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

児童相談支援給付

● 児童相談支援

支給決定又は支給決定の変更前に、児童支援利用計画案を作成し、支給決定及び変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、計画の見直しを行います。



小金井市全図

